

平成22年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ワ)第3号 費用弁償返還履行等請求事件

口頭弁論終結日 平成21年12月4日

判 決

盛岡市内丸6番15号 EST. 21ビル2階

原	告	開かれた行政を求めるいわての会
同 代 表 者 会 長	井	上 博 夫
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	佐	々 木 良 博
同	小	笠 原 基 也

盛岡市内丸10番1号

被	告	岩 手 県 知 事
	達	増 拓 也
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	石	川 哲
同	太	田 秀 栄

主 文

- 1 被告は、別紙1の「請求対象者目録1」の「議員名」欄記載の各人に対し、同「議員名」欄に対応する「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成20年9月14日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求をせよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙2「請求対象者目録2」記載の「議員名」欄記載の各人に対し、同「議員名」欄に対応する「返還請求額」欄記載の各金員及びこれに対する平成

20年9月14日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求をせよ。

第2 事案の概要

本件は、岩手県民により構成される権利能力なき社団である原告が、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年岩手県条例第78号による改正後の昭和27年4月1日条例第7号）（以下、「本件条例」という。）7条3項及び4項に基づき、岩手県が平成20年2月の定例会に出席した岩手県議会各議員に対して支給した総額1483万6500円の費用弁償のうち合計1009万4800円の支給部分は違法であり、これにより同額の損害を岩手県に与えたと主張して、地方自治法（以下、「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、岩手県知事である被告に対し、岩手県議会各議員に対して上記費用弁償額（合計1009万4800円）の返還及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成20年9月14日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた事案である。

1 争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実（証拠により認定した事実は証拠を掲記する。）

(1) 当事者等

ア 原告は、地方公共団体等の行政への住民参加の実現と行政の監視並びに不正の是正を目的として結成された権利能力なき社団である。原告の構成員は、岩手県民である。

イ 被告は、岩手県知事であり、岩手県の執行機関である。

ウ 別紙1の「請求対象者目録1」及び別紙2の「請求対象者目録2」記載の「議員名」欄記載の各人は、平成20年2月の定例会が開かれた平成20年2月及び3月当時、岩手県議会議員であった。

(2) 本件条例

ア 法203条は、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要す

る費用の弁償を受けることができ（同条２項）、その費用弁償の額及び支給方法は条例でこれを定めなければならない（同条４項）と規定している。

イ 岩手県は、法２０３条４項を受けて、本件条例を制定している。

ウ 本件条例７条の規定及び同規定が引用する別表第４（以下、「本件別表４」という。）は、以下のとおりである。

「（旅費及び費用弁償）

第７条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、臨時又は非常勤の者にはその費用を弁償する。

２ 前項の旅費又は費用弁償の額は、別表第２左欄に規定する職員について、それぞれ同表右欄に定める額とする。ただし、知事、副知事、出納長、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する現地経費、宿泊料及び食卓料については別表第３に定めるところによる。

３ 県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席したときの第１項の費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、当該出席した日（議案調査等に従事した日を含む。）１日につき、別表第４左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

４ 居住地から招集地までの距離が陸路（鉄道を除く。以下同じ。）７５キロメートル以上の県議会の議員が次の各号に掲げる場合に該当するときの第１項の費用弁償の額は、第２項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日１日につき、第１号の場合にあっては別表第４左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める額、第２号の場合にあっては同表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。

（１）招集に応じて会議又は委員会等に出席した日の前日（当該会議又は委員会等の開会の日（議案調査日等を含む。）を除く。）に招集

地において宿泊した場合 当該前日

- (2) 招集に応じて会議又は委員会等に出席した日に招集地において宿泊した場合でその翌日（当該会議又は委員会等の開会の日（議案調査日等を含む。）を除く。）に旅行したとき 当該翌日

別表第 4

区 分		費用弁償の額
招集地が居住地である県議会の議員		8, 7 0 0 円
招集地が居住地 以外の県議会の 議員	居住地から招集地までの距離が陸路 2 5 キロメートル未満の場合	1 0, 6 0 0 円
	居住地から招集地までの距離が陸路 2 5 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満 の場合	1 2, 4 0 0 円
	居住地から招集地までの距離が陸路 5 0 キロメートル以上 7 5 キロメートル未満 の場合	1 4, 3 0 0 円
	居住地から招集地までの距離が陸路 7 5 キロメートル以上 1 0 0 キロメートル未 満の場合	1 6, 1 0 0 円
	居住地から招集地までの距離が陸路 1 0 0 キロメートル以上の場合	1 8, 0 0 0 円

(3) 平成 2 0 年 2 月定例会の日程

岩手県議会平成 2 0 年 2 月定例会の日程は、別紙 3 の別表 1（岩手県議会平成 2 0 年 2 月定例会日程）のとおりであった。ただし、平成 2 0 年 3 月 2 4 日は常任委員会が開催される予定であったが、同月 2 1 日の常任委員会において予定の審議が終了したため、同日、2 4 日の常任委員会は開催されな

いことが決まり、24日の常任委員会は開催されなかった（甲3）。

各議員の平成20年2月定例会（本会議、予算特別委員会、常任委員会）への出席日数は別紙4の別表2（平成20年2月定例会出席日数）のとおりであった（甲4の2）。

(4) 費用弁償の支給

岩手県は、本件条例7条3項及び4項に基づき、平成20年2月及び3月に開催された平成20年2月の定例会に出席した別紙1及び2（請求対象者目録1及び2）記載の岩手県議会議員47名に対し、それぞれの議員の居住地から招集地までの距離に応じて、会議への出席（議案調査等に従事した日を含む。）の度に、1日につき、本件別表4記載の日額8700円から1万8000円を支給し、居住地から招集地までの距離が陸路75キロメートル以上の議員が出席した日の前日に招集地において宿泊した場合は当該前日につき日額1万6100円または1万8000円を、出席した日に招集地において宿泊した場合でその翌日に旅行した場合は当該翌日につき日額8050円または9000円を支給し、請求対象者目録1及び2「平成20年2月定例会支給額」欄記載のとおり、総額1483万6500円を支給した（以下、当該支給を「本件費用弁償」という。支給内訳については、別紙5の別表3（費用弁償の支給内訳）「支給内容」、「支給額」、「支給総額」欄記載のとおりである。）。

(5) 住民監査請求

原告は、平成20年6月17日、本件費用弁償について、法242条に基づき、岩手県監査委員に対し、必要な措置を講ずべきことを請求した（甲5。なお、平成20年3月24日分の費用弁償について、適法な住民監査請求を経たといえるかについては争いがあるので、後に判断を示す。）。岩手県監査委員は、同年8月8日、当該請求を棄却する旨の通知を原告に対して行った。

(6) 訴訟提起

原告は、平成20年9月8日、本件費用弁償の支出は違法な部分があるとして、法242条の2第1項4号に基づいて、本件訴訟を当裁判所に提起した。

(7) 他の都道府県における費用弁償額

岩手県では、平成11年3月23日に、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部が改正され、招集地が居住地以外の県議会議員の費用弁償を定額支給に変更したが(乙1)、その際に被告は、北海道・東北各県議会における日額旅費の状況(乙2)を検討した。また、平成20年4月1日現在の応招旅費等に関する全国調査の結果(乙3)も存在する。

(8) 岩手県では、法100条14項の規定を受けて、政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月30日条例第37号)(以下、「本件政務調査費交付条例」という。)を制定し、岩手県議会議員に対し、政務調査費を交付する旨定めている。

なお、岩手県では、平成16年3月29日付け「政務調査費収支報告書の作成上の留意点について(事務連絡)」と題する文書(以下、「平成16年3月29日付事務連絡」という。)により、県議会議員に宛てて、政務調査費と費用弁償との重複につき、「議会の開会中(土、日、祝日を除く。)及び閉会中の常任委員会等の開催日並びに県外調査等で費用弁償が行われている場合には、議員の交通費、宿泊料、現地経費については、政務調査費を支出することはできません。また、費用弁償の対象とならない土、日、祝日であっても、前後泊をした場合で費用弁償の対象となる日の交通費等は、政務調査費を支出できません。」との事務連絡を行っている(乙4)。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本案前の争点として、(1) 平成20年3月24日分の費用弁償についての訴えが適法な住民監査請求を経たものといえるか、本案の争点と

して、(2) 本件条例 7 条 3 項及び 4 項が法 203 条 4 項に違反し、当該規定に基づく本件費用弁償に違法な支出となる部分があるかどうか、(3) 平成 20 年 3 月 24 日分の費用弁償の支給は、違法な支出となるかどうかである。

(1) 争点(1) (平成 20 年 3 月 24 日分の費用弁償についての訴えが適法な住民監査請求を経たものといえるか) について

(原告の主張)

原告が平成 20 年 6 月 17 日付で行った住民監査請求は、請求日 1 年以内に支出された岩手県議会議員に対する費用弁償の全額を対象として行ったものであるから、平成 20 年 3 月 24 日分の費用弁償についても住民監査請求の対象に含まれており、適法な住民監査請求を経たものである。

(被告の主張)

原告は、平成 20 年 3 月 24 日分の費用弁償が違法な公金支出であることを理由として損害の填補を求めるべき旨の住民監査請求を行っておらず、3 月 24 日分の費用弁償についての訴えは、訴訟要件を欠いているので、却下されるべきである。

(2) 争点(2) (本件条例 7 条 3 項及び 4 項が法 203 条 4 項に違反し、同条例に基づく本件費用弁償に違法な支出となる部分があるかどうか) について

(原告の主張)

ア 本件費用弁償の対象について

(ア) 本件条例 7 条 1 項は「特別職の職員が、職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、臨時又は非常勤の者にはその費用を弁償する。」と規定しており、費用弁償の対象は、常勤の者に対する旅費と同等である。

そして、岩手県の「一般職の職員等の旅費に関する条例」3 条によれば、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とされているところ、会

議の出席に関するものとしては、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、現地経費、宿泊料及び食卓料と解される。また、同条例15条が、行程40キロメートル未満の旅行であって用務地が県内のものについては、現地経費は、支給しないと規定していることに照らすと、近距離で宿泊を要しない場合における費用弁償の対象経費は、交通費に限られることになる。そうすると、招集地が居住地である議員は、宿泊を必要とせず、かつ現地経費の支給も行われなことから、同議員らに対する支給対象経費は交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）に限られるべきである。

(イ) 上記(ア)のとおり、招集地が居住地である議員の支給対象経費は交通費に限られるところ、国家公務員の場合、国家公務員等の旅費に関する法律（以下、「旅費法」という。）27条により、在勤地内の旅行については、原則として交通費等を含め一切の旅費は支給されないことになっていることに準じ、招集地が居住地である議員に対しては費用弁償を支給すべき理由はない。

イ 本件条例7条3項における定額の支給額について

(ア) 費用弁償とは、法207条の「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭をいう。したがって、費用弁償は実費の弁償にほかならないから、本来、費用を要した都度、その実費を計算して弁償を受ける実額方式によるべきである。そして、仮に、実額方式に伴う手続の煩雑さ、経費の増大等を理由として、あらかじめ一定の支給事由を定め、それに該当するときに一定額を費用弁償として支給する定額方式を採用することが許されるとしても、それは、実費の弁償という費用弁償の趣旨を損なわない範囲に限られるというべきである。

(イ) しかるに、本件条例7条3項に基づく費用弁償は、実際にかかる交通実費を勘案することなく、旅費の範囲を大きく超える定額の支給がなさ

れている。

(ウ) 本件費用弁償のうち、違法な支出に当たる部分については、まず、招集地が居住地である議員に対しては費用弁償を支給する理由がなく、当該議員に対する費用弁償額は0円となるべきで、当該議員に対してなした一律8700円の費用弁償の支給は違法な支出にあたり、全額が返還されるべきである。

(エ) そして、招集地が居住地以外の議員に支給すべき相当な金額は、最大でも、本件別表4に記載された各支給額から招集地が居住地である議員に対して支出する費用弁償額8700円を差し引いた額というべきである。すなわち、居住地から招集地までの距離が陸路25キロメートル未満の議員について相当な費用弁償の最大額は1900円（1万0600円－8700円）、居住地から招集地までの距離が陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の議員について相当な費用弁償の最大額は3700円（1万2400円－8700円）、居住地から招集地までの距離が陸路50キロメートル以上75キロメートル未満の議員について相当な費用弁償の最大額は5600円（1万4300円－8700円）、居住地から招集地までの距離が陸路75キロメートル以上100キロメートル未満の議員について相当な費用弁償の最大額は7400円（1万6100円－8700円）、居住地から招集地までの距離が陸路100キロメートル以上の議員についての相当な費用弁償の最大額は9300円（1万8000円－8700円）であるというべきである。

(オ) 上記(エ)記載の金額の妥当性は、車賃を1キロメートルにつき37円の範囲内で定めている岩手県の一般職の職員等の旅費に関する条例7条からも導くことができる。すなわち、招集地が居住地以外の議員に対する交通費の妥当な費用弁償額は多く見積もっても1キロメートルにつき37円であり、具体的には、居住地から招集地までの距離が陸路25キロ

メートル未満の議員について相当な費用弁償額は1850円（37円／ $\text{km} \times 25 \text{ km} \times 2$ ），居住地から招集地までの距離が陸路25キロメートル以上50キロメートル未満の議員について相当な費用弁償額は3700円（37円／ $\text{km} \times 50 \text{ km} \times 2$ ），居住地から招集地までの距離が陸路50キロメートル以上75キロメートル未満の議員について相当な費用弁償額は5550円（37円／ $\text{km} \times 75 \text{ km} \times 2$ ），居住地から招集地までの距離が陸路75キロメートル以上100キロメートル未満の議員について相当な費用弁償額は7400円（37円／ $\text{km} \times 100 \text{ km} \times 2$ ），居住地から招集地までの距離が陸路100キロメートル以上の議員について相当な費用弁償額は9250円（37円／ $\text{km} \times 125 \text{ km} \times 2$ ）である。これらの金額は，上記(エ)記載の金額とほぼ同じであることから，上記(エ)記載の金額が相当な費用弁償の最大額であるといえる。

(カ) 以上によれば，本件条例7条3項に基づく本件費用弁償のうち，上記(エ)の妥当な費用弁償額を超えるものについては違法な支出である。

ウ 本件条例7条4項に基づく本件費用弁償について

本件条例7条4項は，議員が会議に出席するに当たって前泊ないしは後泊した場合の費用弁償につき定めているが，平成20年2月に開かれた定例会の会議日程からすれば，前泊ないし後泊する必要性は認められない。

よって，本件費用弁償のうち，本件条例7条4項に基づき支出した部分は違法な支出である。

エ 政務調査費との重複支給について

政務調査費との重複支給に当たることからも，本件条例7条3項及び4項は違法である。

すなわち，被告は，個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集，整理するための費用が費用弁償の対象に含まれる旨主張するが，岩手県議会議員は，政務調査費交付条例に基づき政務調査費の支給を受けていると

ころ、政務調査費法制化の趣旨は、地方議会の審議能力強化にあったことからすれば、個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用は政務調査費の支出対象に含まれている。したがって、個々の議案審議のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用は、政務調査費として支出されるべきものであり、これを費用弁償として支出することは経費の二重取りに当たる。また、平成16年3月29日付事務連絡の文言に照らせば、本件条例7条で定めている費用弁償の対象は、議員の交通費、宿泊料、現地経費に限定されており、個々の議案審議のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用を費用弁償として支出することは許されないというべきである。

(被告の主張)

ア 費用弁償の対象について（原告の主張ア、ウ及びエに対し）

（ア）費用弁償の支給方法につき、実額方式では実際上の計算や手続が煩雑になり事務量や経費の増大につながることや、費用の中には実額の算定が困難なものがあることも否定できないことから、定額方式をとることも合理的方法として許される。そして、定額方式をとる場合に、いかなる事由を支給事由として定めるか、支給される一定額をいくらにするかは議会の裁量的判断に委ねられている。

本件条例1条は「この条例は地方自治法第203条及び同法204条の規定により…（中略）…県議会の議員…（中略）…の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定しており、法203条2項は「第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定しているから、条例における「費用弁償」の費用が、「職務を行うため要する費用」を意味することは明らかである。そして、「職務を行うために要する費用」は文理上「旅行したときの費用」に限定されるものではない。

(イ) 本件条例7条3項について（原告の主張ア及びエに対し）

議員の職務の多様性、広範性を考慮すれば、法203条2項の「職務を行うため要する費用」には、交通費、諸雑費、個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用が含まれる。そして、議員が会議等に出席する際に行う職務内容は、定例会等における議案審議や請願、要望への対応など、議員個々の自主的かつ広範で多様な活動が行われることが想定されていることから、本件条例は、招集地が居住地である議員についても費用の弁償を行うこととしている。

(ウ) 本件条例7条4項について（原告の主張ウに対し）

岩手県が広大な面積を有し、移動距離が長く、また公共交通機関の整備も必ずしも十分とはいえないことなど、県内の移動に時間がかかる状況にあることからすれば、招集地と居住地が一定の距離以上離れている議員が前泊ないし後泊した場合に一定額を支給する旨定めることにも合理性がある。

イ 本件条例における定額の支給額について（原告の主張イ及びウに対し）

(ア) 議員の職務内容は、定例会等における議案審議や請願、要望への対応など、議員個々の自主的かつ広範で多様な活動が行われることが想定されるものであり、これに要する費用の見積りは困難であり、職務にかかる諸経費も一般的に多額になるものと考えられている。「職務を行うため要する費用」の個別の費目及び金額については、議員ごとに相違があることは容易に推測されるし、実額の算出には困難を伴うものである。

(イ) また、本件条例7条2項は、同条3項に定める支給事由以外の職務、例えば、議員派遣によって視察調査等を行う場合などには、旅行目的及び旅程、その職務内容など、職務を行うため要する費用の見積りが明らかであることから、同条3項とは異なり、常勤の者の旅費の場合と同様の普通旅費方式により費用弁償をする旨定めているが、その主な費目構

成である「現地経費」とは、「旅行中の昼食費」及び「これに伴う諸雑費」並びに「目的地である地域を巡回する場合の交通費等」を賄うために定額で支給されるものであり、これは旅費法6条の定める「日当」と同じ考え方によるものであるが、この旅費法で定める日当の額は、その計算基礎としては、「宿泊料の定額の約20パーセントで計算されている」とされており、「日当」そのものの個別の費目及び金額は明確ではない。すなわち、旅費の建前が旅行の事実に対する実費弁償であるとしても、その旅費制度において、実費との比較によっては定められない費目が含まれ、支給されることが許容されているのである。

よって、本件条例7条3項に定める定額には、「交通費」、「諸雑費」、「個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集・整理するための費用」が含まれるものと解されるが、上記「日当」と同様、実費との比較によっては定められない費用が含まれるのであるから、必ずしもその定額の定めが実費との比較によってのみ行われなければならないとまではいえない。

- (ウ) 以上のことから、招集地が居住地である議員の標準的な「職務を行うため要する費用」を定めるにあたり、実費との比較のみによって決定するのではなく、他の地方公共団体との比較・均衡によって決定することは一定の合理性を有するものと考えられ、本件条例は、他県との比較により費用弁償の額を定めたものである。

岩手県議会は、平成11年3月23日、費用弁償に関する条例を一部改正し、招集地が居住地以外の県議会議員の費用弁償を定額支給に変更したが（乙1）、その際の資料（北海道・東北各県議会における日額旅費の状況（乙2））によると、改正後の費用弁償額は、他の道県と比較した場合、平均的な範囲内にとどまっている。

また、平成20年4月1日現在の応招旅費等に関する全国調査の結果

(乙3)に照らしてみても、本件条例に定める費用弁償額は、定額方式を採用する全国24都府県に比較して、平均的な範囲内にある。

そうすると、本件条例7条3項及び4項は、議会の合理的裁量の範囲内のものであり、法203条4項に違反しない。

ウ 政務調査費との重複支給について(原告の主張エに対し)

県議会議員は、県議会に上程された議案を審議する等のために、審議等に必要な知識・情報を得ることを目的として、関係者と面談したり、資料を収集したりするという諸活動を行うことが考えられる。このような諸活動では、移動の費用、資料代、コピー代等がかかることが予想され得るのであり、これらの費用分を費用弁償として支給することは不合理ではない。

政務調査費は、議員の調査活動基盤の充実を図るとの趣旨から、議員の自発的な意思に基づき行われる調査研究に資するために必要な経費の一部を交付するというものであるが、年度を通した経費が対象となること、対象となる経費の用途項目が限定されていること、領収証を添付した報告書の提出が義務づけられていることといった特徴を有する。

これに対し、費用弁償は、「職務を行うため要する費用」を、議員が招集に応じて会議等に出席した場合などに限って定額を支給するというものであり、その用途の報告を求めるものではない。

このように、費用弁償と政務調査費は、制度の趣旨や仕組みが異なるものであるから、個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用を含む費用弁償の支給が直ちに不合理になるものではない。

また、岩手県においては、平成16年3月29日付事務連絡のと通りの取扱いをしており、二重取りとの批判は当たらない。

- (3) 争点(3)(平成20年3月24日分の費用弁償の支給は、違法な支出となるか否か)について

(原告の主張)

ア 平成20年2月定例会日程のうち、平成20年3月24日は、常任委員会が予定されていたが、3月21日の常任委員会において予定の審議が終了したため、3月24日には会議が開催されなかった。しかるに、3月24日の分も費用弁償が支給されており、これは全く必要のない違法な支出である。

イ 被告は、既に付託された議案の審査が終了したため委員会が開催されない日であるからといって、議員の活動が休止し、その職務が行われなくなるものではなく、費用弁償の支出が適法であるとされる「議案調査のための休会」、「委員会審査のための休会」の日と同様に、議員の活動は議会への出席と同視でき、3月24日について費用弁償を支出することは違法ではない旨主張する。

しかしながら、「議案調査のための休会」日は、定例会日程において、2月22日、25日、26日及び27日が予定されていたのであり、3月24日は、日程では常任委員会を開催することが予定されていたところ、3月21日で予定の審議が終了したため開催しないこととなったものであるから、3月24日は、「議案調査のための休会」にも「委員会審査のための休会」にも当たらない。

また、3月24日は定例会最終日の前日であり、かつ予定されていた常任委員会の審議もすべて終了していたのであるから、現実にも、すべての議員が「議案調査」に従事していたとは考えられない。

そうすると、「職務を行うために要する費用の弁償」に該当しないのはもちろん、「実費弁償」という費用弁償の趣旨に照らせば、3月24日の費用弁償の支出はいかなる実費に対応するものであるか理解しがたいものであり、当該支出はその全額が違法な支出である。

(被告の主張)

ア 本件条例7条3項は、「県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等

に出席したときの第1項の費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、当該出席した日（議案調査等に従事した日を含む。）1日につき、別表第4左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。」と規定し、「当該出席した日（議案調査等に従事した日を含む。）」に費用弁償を行っており、「議案調査等に従事した日」には、「議案調査のための休会」、「委員会審査のための休会」の議決休会日が含まれる。

「議案調査のための休会」とは、議員が議案の精査や調査、資料収集等を行うことにより議案審議の充実を図り、また、議案に対する各議員間の意見調整等を行うなど議会運営を円滑かつ効果的に行うために必要とされる日を休会とするものであって、議員には必要不可欠なものである。

「委員会審査のための休会」とは、本会議で各委員会（常任委員会、特別委員会）に付託された議案について、各委員会の審議のために必要とされる日を休会とするものである。

イ そして、「委員会審査のための休会」の日に委員会が開催されない場合であっても、事情によっては、休会とされた日に本会議が開催されることがあるほか、会期中は会議の有無にかかわらず継続して議案の調査や情報収集、議員発議案の検討や取りまとめ、議案提出等を行うほか、議員自らが所属しない常任委員会に付託された議案の審査状況等の把握や議員間の意見調整など、議案に対する賛否を明らかにするため、本会議最終日まで議員による様々な活動が活発に行われることが予定されるのであって、「議案調査のための休会」の日と同様の議員活動が行われる。

平成20年2月定例会においても、平成19年度2月補正予算案や平成20年度当初予算案、条例案、議員発議案など多くの議案が提案されており、限られた会期中でこれらの審査等のために議員により活発な活動が行われることは容易に観念できるのであり、「委員会審査のための休会」の日に委員会が開催されないからといって、会期中における議員の職務が

なくなり、議員の活動が休止するものではない。

ウ 以上によれば、平成20年2月定例会において、既に付託された議案の審査が終了したため委員会が開催されない日であるからといって、議員の活動が休止し、その職務が行われなくなるものではなく、「議案調査のための休会」の日同様に、議員の活動は議会への出席と同視できるものであり、その職務を行うために要する費用として費用弁償を行うことについて合理性を有するものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (平成20年3月24日分の費用弁償についての訴えが適法な住民監査請求を経たものといえるか) について

平成20年2月定例会に係る岩手県議会の全議員に支給された費用弁償の合計額が1483万6500円であることは争いがなく、証拠(甲5)によれば、原告は、平成20年6月17日付け「岩手県知事に係る措置請求書」をもって住民監査請求をし、同請求書において、請求の趣旨として、「岩手県が岩手県議会議員に対し、平成19年6月18日から平成20年6月17日までの間に費用弁償として支給した日額8,700円から18,000円は、違法・不当な公金の支出である。よって、岩手県知事に対し、損害の填補、並びに今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告すること」を求め、請求の原因として、費用弁償の支給状況として、「平成20年2月、3月に開かれた平成20年2月定例会における支給状況は、別紙事実証明書1のとおりであり、合計14,836,500円が支給されている。」と主張し、事実証明書1として岩手県議会平成20年2月定例会費用弁償支給額一覧を添付したことが認められる。

以上によれば、原告は、平成20年2月定例会に関して支出された費用弁償全部について適法な住民監査請求をしたといえ、その対象には平成20年3月24日分の費用弁償も含まれているから、被告の本案前の答弁は採用できない。

2 争点(2) (本件条例7条3項及び4項が法203条4項に違反し、当該規定に基づく本件費用弁償に違法な支出となる部分があるかどうか) について

(1) 法203条2項は、普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる旨規定しているところ、同規定の費用弁償とは、実費を弁償すべき性質のものであり、職務を行うために要した経費を償うため支給される金銭をいうものと解される。そして、費用弁償は、実費の弁償である以上、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける実額方式によるのがその趣旨に最も適合するものといえる。しかしながら、実額方式によると、事務が煩瑣となり、そのための経費を増大させることにもなりかねないので、それに代わる方式として、あらかじめその支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そして、この場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断にゆだねられていると解するのが相当であり(最高裁判所平成2年12月21日第二小法廷判決・民集44巻9号1706頁)、当該議会に与えられた裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものであることを認めるに足りる事情がうかがわれない限り、上記裁量権の範囲内のものと解するのが相当というべきである。

(2) そこで、まず、費用弁償の対象となる事由としてどのような事由が認められるか、費用弁償の対象として挙げられる事由の中に、それを費用弁償の対象とすることが県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用することになるものがないかを検討する。

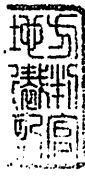
ア 交通費及び出席に伴う諸雑費について

(ア) 本件条例7条3項及び4項は、県議会議員が招集に応じて会議又は委

員会等に出席した場合の費用弁償について定めたものであり、同規定に基づく費用弁償は、議員が会議等に出席したときに支給されるものであるから、費用弁償の対象となるのは、議員が会議等の出席という職務を行うため要する費用であることが必要というべきところ、被告が本件費用弁償の対象として挙げている事由の中で、まず、交通費及び出席に伴う諸雑費（会議等に出席するために必要となる昼食代及び出席に伴うその他の諸雑費。）については、その内容からいって、議員が会議等に出席するという職務を行うため要する費用に当たるということができる。

(イ) この点、原告は、岩手県の、一般職の職員等の旅費に関する条例15条において、近距離で宿泊を要しないといえる場合について現地経費を支給しないと規定していることに照らし、招集地が居住地である議員については、費用弁償の対象となる経費は交通費のみである旨主張する。しかし、普通地方公共団体の議会の議員は、一般の職員とは異なり、招集があった場合に限り指定された日時及び場所に参集して議会活動を行うものであるから（法101条等参照）、招集による議会又は議会の委員会の会議への出席を、一般の職員の近距離で宿泊を要しない出張と異なる扱いをすることが根拠のないこととはいえず、招集地が居住地である議員につき諸雑費を費用弁償の対象とすることが議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するとまではいえないというべきである。

(ウ) また、原告は、国家公務員の場合に旅費法27条により在勤地内の旅行については原則として交通費等を含め一切の旅費は支給されないことになっているのに準じ、招集地が居住地である議員については、交通費も費用弁償の対象とすべきではない旨主張する。しかし、同条は、「在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。」として、各号の一として「旅行が行程八キロメートル



以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において財務省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当」と規定しているのであって、同条においても、在勤地内における旅行について、旅費又は日額旅費を支給できる裁量権を各庁の長に付与しているのであって、一切の旅費を支給しないこととされているわけではない。また、上記現地経費の場合と同様に、普通地方公共団体の議会の議員における、招集による議会又は議会の委員会への出席を、国家公務員の在勤地内の旅行と異なる扱いをすることが根拠のないこととはいえないし、岩手県議会が所在する盛岡市の面積、交通事情等に鑑みれば、招集地が居住地である議員についても、バスや場合によってはタクシーを利用することにより交通費が生じ得るところであるから、招集地が居住地である議員につき交通費及び諸雑費を費用弁償の対象とすることが議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するとまではいえないというべきである。

イ 宿泊費について

次に、宿泊費については、岩手県内の交通事情に鑑みれば、招集地から居住地までの距離が一定以上の議員においては、会議等に出席するために前泊ないし後泊する必要性が認められる場合があるというべきであり、そのような場合、宿泊費も、議員が会議等に出席するという職務を行うため要する費用に当たると認められる。

ウ 個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用について

(ア) さらに、被告は、県議会議員は、県議会に上程された議案を審議する等のために、審議等に必要な知識、情報を得ることを目的として、関係者と面談したり、資料を収集したりするという諸活動を行い、その際、移動の費用、資料代、コピー代等がかかるところ、これらの費用を費用

弁償の対象とすることは不合理ではないと主張し、個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用が費用弁償の対象に含まれる旨を主張する。

- (イ) しかるところ、まず、**個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用は、政務調査費に当たるという点に留意すべき**必要がある。すなわち、政務調査費とは、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことに鑑み、地方議会の審議能力を強化し、地方議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化する趣旨のもとに、法100条14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、この規定を受けて、岩手県においては、政務調査費交付条例を制定し、更に、岩手県議会は、「政務調査費の交付に関する規程」を制定し、同規定3条において、同条例7条の用途基準として、調査研究費（議員が行う県の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等））、研修費（団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等））、会議費（議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等））、資料作成費（議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代、原稿料等））、資料購入費（議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入又は借上げに要する費用（書籍購入代、新聞

雑誌購読料等)), 事務費 (議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費, 通信費等)) 等が定められているから, 岩手県においても, 個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集, 整理するための費用は, 政務調査費に属する費用とされている。

(ウ) そして, さらに法は, 政務調査費について, その使途の透明性を確保する趣旨のもと, 法 100 条 15 項において, 「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は, 条例の定めるところにより, 当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し, 岩手県においては, 政務調査費交付条例 8 条 1 項において, 「議員は, 交付を受けた年度の政務調査費に係る収支報告書 (様式) に当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて, 当該年度の末日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。」と規定している。

(エ) 一方, 法 203 条 2 項の費用弁償については, 上記のとおり, 実費の弁償であり, 実額方式によるのがその趣旨に最も適合するが, 実額方式によると事務が煩雑となり, そのための経費を増大させることにもなりかねないことから, 実際に費消した額の多寡にかかわらず標準的な実費である一定の額を支給する定額方式によることも, 議会に与えられた裁量権の行使として許容されているのであり, 本件条例 7 条もそのような趣旨から定額方式を採用しているものと位置づけることができる。

(オ) そうすると, 個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集, 整理するための費用について, 政務調査費でありながら, 費用弁償の対象として, その支出額を積算等することにより標準的な額を試算することもなく, 定額方式により一定額の支出を許すことになれば, 政務調査費の使途の透明性を確保する趣旨から「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する」ことを規定した法 100 条 15 項に抵触するこ

ともなりかねず、また、同一項目の費用について重複して支給されるおそれを生じさせることにもなりかねないというべきである。

なお、被告が指摘する平成16年3月29日付事務連絡については、議会の開会中等に費用弁償が行われている場合には、議員の交通費、宿泊費、現地経費については、政務調査費から支出することができない旨が記載されているにすぎず、上記事務連絡は個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用と費用弁償との関係については何ら触れておらず、上記事務連絡の存在は、もとより上記費用を費用弁償として支出することを何ら正当化するものとはならないというべきである。

- (カ) 以上のとおりであるから、個々の議案審議等のため必要な情報や資料を収集、整理するための費用は、政務調査費として、法100条14項、15項、政務調査費交付条例等に基づいて支給されるべきであり、これを費用弁償の対象として定額方式により支給することは、明らかに不合理であり、県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものとなるから許されないというべきである。

(3) 定額の支給額及び支給方法（支給要件）について

以上によれば、費用弁償の対象となる事由としては、交通費、出席に伴う諸雑費及び宿泊費が認められるというべきところ、以下、本件条例7条3項及び4項が規定する定額の支給額及び支給方法（支給要件）において、県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用する点がないかを順次検討する。

ア 本件条例7条3項について

- (ア) 本件条例7条3項の費用弁償の対象となる費目は、交通費及び出席に伴う諸雑費であり、前記のとおり、同項は、本件別表4記載のとおり、招集地が居住地である議員に対する費用弁償額を8700円と規定し、招集地が居住地以外である議員に対する費用弁償額については、本件別

表4記載のとおり、居住地から招集地までの距離に応じて、1万0600円、1万2400円、1万4300円、1万6100円及び1万8000円と規定している。

(イ) しかるところ、実費弁償であるという費用弁償の性質に照らせば、定額の支給額が費用弁償の対象となる事由の標準的な実費額と比較して明らかに過大であるときには、議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものというべきである。

(ウ) そこで、まず、招集地が居住地である議員に対する費用弁償額と招集地が居住地以外の議員に対する費用弁償額との各差額分については、それぞれの招集地と居住地との距離に応じ、車賃を1キロメートルにつき37円として計算した場合（一般職の職員等の旅費に関する条例7条1項）の額とほぼ同様の額となっていることは当事者間で争いがなく、これによれば、同差額分については、交通費の支給額として明らかに過大とはいえないというべきである。

(エ) 次いで、招集地が居住地である議員に対する費用弁償額の8700円（招集地が居住地以外である議員についてみれば、招集地における交通費及び出席に伴う諸雑費分に対する費用弁償としての8700円。以下同じ。）について検討する。

a しかるところ、招集地が居住地である議員についての交通費及び出席に伴う諸雑費の標準的な実費額については、岩手県議会においてこれを具体的に積算等して算定したことを認めるに足る証拠はない。

b 他方、旅費法6条6項においては、指定職の職務にある者の日当は1日につき3000円とされており（同法別表第1の1）、この「日当」には、旅行中の昼食代及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を含むと解されている。

c そうすると、招集地が居住地である議員についての交通費及び出席

に伴う諸雑費の額は、概ね3000円の範囲内であれば、議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用したことにはならないというべきところ、上記8700円は、3000円の約3倍で明らかに過大な額といわざるを得ず、したがって、3000円を超えて8700円を支給することとしたのは、県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものというべきである。

- (オ) 以上によれば、本件費用弁償のうち、岩手県が、本件条例7条3項に基づき各県議会議員に対し、会議等に出席した日1日につき5700円を支給した部分については、その支出は違法であり、被告において、本件費用弁償を受けた者に対し、上記支給部分を返還するよう請求すべきである。

イ 本件条例7条4項について

- (ア) 本件条例7条4項の費用弁償の対象となる費目は宿泊費であり、前記のとおり、同項においては、居住地から招集地までの距離が陸路75キロメートル以上の議員が出席した日の前日に招集地において宿泊した場合は当該前日につき日額1万6100円または1万8000円、出席した日に招集地において宿泊した場合でその翌日に旅行した場合は当該翌日につき日額8050円または9000円を支給すべきことが規定されている。
- (イ) しかるところ、宿泊費は、もとより職務を行うために要する費用として支給されるものであるから、宿泊の事実があれば当然に支給されるべきものではなく、会議の日程、開始（予定）時刻や終了（予定）時刻等により職務を行うために宿泊が必要であると認められる場合に限り支給されるべきものであるところ、本件条例7条4項は、こうした宿泊の必要性を審査する規定内容とはなっておらず、宿泊の必要性を間接的に推認させる事情等にすぎない、招集地から居住地までの距離や前泊か後泊

かといった要素のみを考慮するものとなっている。したがって、かような支給方法（支給要件）を定めた同条例は、明らかに不合理であって、県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものというほかない。

(ウ) そして、「旅行命令（依頼）票・旅費請求書（支出票）」（平成20年2月定例会に係る全議員分）（甲4の2）を精査しても、職務を行うために宿泊が必要であったかが審査された形跡が窺われないから、本件条例7条4項はその適用段階においても上記違法性が是正されているとは認められない。

(エ) 以上によれば、本件費用弁償のうち、岩手県が、本件条例7条4項に基づき各県議会議員に対して支給した部分（宿泊費）については、その全額の支出が違法であり、被告において、その支給を受けた議員に対し、当該支給額を返還するよう請求すべきである。

ウ なお、被告は、本件条例7条3項及び4項に定められた費用弁償額は、他の都道府県と比較して平均的な範囲内にとどまるから、本件条例7条3項及び4項は裁量の範囲内のものであると主張する。

しかし、前記のとおり、実費弁償であるという費用弁償の性質に照らせば、定額の支給額が県議会に与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものに当たるかどうかは、同支給額が費用弁償の対象となる事由の標準的な実費額と比較して明らかに過大といえるかどうかによって決するべきである。

したがって、定額の支給額が他の都道府県の費用弁償額と比較して平均的な額であるということを指摘するのみでは、本件条例7条3項及び4項に基づく支給額が標準的な実費額として相当な額であることを基礎付けることはできず、被告の上記主張は採用することができない。

3 争点(3)（平成20年3月24日分の費用弁償の支出の違法性）について

証拠（甲3）及び弁論の全趣旨によれば、岩手県議会においては、平成20年3月24日に、本会議で常任委員会に付託された議案について同委員会にお

いて審議を行う予定であったことを受けて、同県議会を、委員会審議のための休会日とする予定であったこと、しかるに、常任委員会において、同年3月21日には予定の審議が終了するに至ったため、同月24日の常任委員会は開催されないことが決まり、同日の同委員会は開催されなかったことが認められる。これらによれば、同月24日については、本件条例7条3項の「会議又は委員会等に参加したとき」には当たらないというべきで、同日分の費用弁償の支給は違法というべきである。

被告は、既に付託された議案の審査が終了したため委員会が開催されない日であっても、議員の活動が休止し、その職務が行われなくなるものではなく、議員の活動は議会への出席と同視できるとして、平成20年3月24日は本件条例7条3項の「議案調査等に従事した日」に該当する旨主張する。

しかし、本件条例7条3項が「県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に参加したとき」、「当該出席した日（議案調査等に従事した日を含む）」と規定していることに照らせば、本会議の「議案調査等に従事した日」は、予めその趣旨のための日程が確保されているなどの事情が存し、議員が「招集に応じて」職務を行った場合と同視できる日でなければならないと解するのが相当であるところ、上記のとおり、常任委員会において、平成20年3月21日には予定の審議が終了するに至ったため、同月24日の常任委員会は開催されないことが決まり、同日の同委員会は不開催となるに至ったというのである。このような本件の経過に照らすと、仮に議員が急遽不開催となった同日の日程を活かし、事実上、議案調査等のための活動を行っていたとしても、本件において、予めその趣旨のための日程が確保されていたなどの事情が認められないことに変更はなく、「招集に応じて」職務を行った場合と同視できる日とはいえないというほかない。

以上によれば、被告の上記主張は採用することができない。

第4 結語

よって、原告の請求のうち、岩手県が、本件条例7条3項に基づき各県議会議員に対して会議等に出席した日1日につき5700円を支給した部分（平成20年3月24日を除く。）、本件条例7条4項に基づき支給した部分、及び平成20年3月24日分として支給した部分については理由があるからこれを認容することとし、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法64条本文を適用して、主文のとおり判決する。

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 田 中 寿 生

裁判官 田 中 孝 一

裁判官 鈴 木 恵 子

請求対象者目録1

番号	議員名	平成20年2月 定例会支給額	左の内 前泊・後泊分	認容額	出席 日数	備考
1	及川敦	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
2	高橋比奈子	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
3	小野寺好	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
4	佐々木博	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
5	三浦陽子	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
6	吉田洋治	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
7	樋下正信	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
8	斎藤信	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
9	小西和子	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
10	高橋雪文	200,100 円	0 円	134,100 円	18	
11	伊藤勢至	450,800 円	80,500 円	214,600 円	18	
12	平沼健	378,350 円	8,050 円	142,150 円	18	
13	田村誠	513,000 円	99,000 円	233,100 円	18	
14	高橋博之	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
15	木村幸弘	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
16	佐々木順一	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
17	小田島峰雄	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
18	久保孝喜	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
19	関根敏伸	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
20	高橋元	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
21	菊池勲	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
22	中平均	522,000 円	108,000 円	242,100 円	18	
23	嵯峨耄朗	495,000 円	81,000 円	215,100 円	18	
24	工藤勝子	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
25	飯澤匡	394,450 円	24,150 円	158,250 円	18	
26	千葉康一郎	414,000 円	0 円	134,100 円	18	
27	佐々木一榮	370,300 円	0 円	134,100 円	18	
28	岩淵誠	423,000 円	9,000 円	143,100 円	18	
29	阿部富雄	370,300 円	0 円	134,100 円	18	
30	菅原一敏	414,000 円	0 円	134,100 円	18	
31	小野寺有一	423,000 円	9,000 円	143,100 円	18	
32	五日市王	426,650 円	56,350 円	190,450 円	18	
33	小野寺研一	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
34	千葉伝	272,800 円	0 円	128,400 円	17	3月21日欠席
35	工藤勝博	285,200 円	0 円	134,100 円	18	
36	渡辺幸貫	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
37	郷右近浩	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
38	及川幸子	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
39	新居田弘文	378,350 円	8,050 円	142,150 円	18	
40	亀卦川富夫	328,900 円	0 円	134,100 円	18	
41	柳村岩見	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
42	喜多正敏	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
43	大宮惇幸	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
44	高橋昌造	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
45	熊谷泉	243,800 円	0 円	134,100 円	18	
46	佐々木大和	370,300 円	0 円	134,100 円	18	
47	工藤大輔	414,000 円	0 円	134,100 円	18	
合 計		14,836,500 円	円	6,780,100 円		

請求対象者目録 2

番号	議員名	平成20年2月 定例会支給額	左の内 前泊・後泊分	返還請求額	出席 日数	備考
1	及川敦	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
2	高橋比奈子	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
3	小野寺好	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
4	佐々木博	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
5	三浦陽子	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
6	吉田洋治	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
7	樋下正信	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
8	斎藤信	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
9	小西和子	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
10	高橋雪文	200,100 円	0 円	200,100 円	18	
11	伊藤勢至	450,800 円	80,500 円	288,000 円	18	
12	平沼健	378,350 円	8,050 円	215,550 円	18	
13	田村誠	513,000 円	99,000 円	308,400 円	18	
14	高橋博之	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
15	木村幸弘	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
16	佐々木順一	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
17	小田島峰雄	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
18	久保孝喜	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
19	関根敏伸	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
20	高橋元	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
21	菊池勲	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
22	中平均	522,000 円	108,000 円	317,400 円	18	
23	嵯峨竜朗	495,000 円	81,000 円	290,400 円	18	
24	工藤勝子	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
25	飯澤匡	394,450 円	24,150 円	231,650 円	18	
26	千葉康一郎	414,000 円	0 円	209,400 円	18	
27	佐々木一榮	370,300 円	0 円	207,500 円	18	
28	岩淵誠	423,000 円	9,000 円	218,400 円	18	
29	阿部富雄	370,300 円	0 円	207,500 円	18	
30	菅原一敏	414,000 円	0 円	209,400 円	18	
31	小野寺有一	423,000 円	9,000 円	218,400 円	18	
32	五日市王	426,650 円	56,350 円	263,850 円	18	
33	小野寺研一	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
34	千葉伝	272,800 円	0 円	195,100 円	17	3月21日欠席
35	工藤勝博	285,200 円	0 円	203,800 円	18	
36	渡辺幸貫	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
37	郷右近浩	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
38	及川幸子	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
39	新居田弘文	378,350 円	8,050 円	215,550 円	18	
40	亀卦川富夫	328,900 円	0 円	205,700 円	18	
41	柳村岩見	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
42	喜多正敏	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
43	大宮惇幸	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
44	高橋昌造	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
45	熊谷泉	243,800 円	0 円	202,000 円	18	
46	佐々木大和	370,300 円	0 円	207,500 円	18	
47	工藤大輔	414,000 円	0 円	209,400 円	18	
合 計		14,836,500 円	円	10,094,800 円		

別表1 岩手県議会平成20年2月定例会日程

月	日	曜日	日程	開議時刻	散会時刻
2	21	木	本会議（会議録署名議員の指名，会期の決定，知事演述，教育委員会委員長演述，議案提案理由の説明）	13:00	14:18
	22	金	休会（議案調査）		
	23	土	休会		
	24	日	休会		
	25	月	休会（議案調査）		
	26	火	休会（議案調査）		
	27	水	休会（議案調査）		
	28	木	本会議（代表質問）	13:00	16:17
	29	金	本会議（一般質問）	13:00	18:17
3	1	土	休会		
	2	日	休会		
	3	月	本会議（一般質問）	13:00	17:28
	4	火	本会議（一般質問）	13:00	17:52
	5	水	本会議（一般質問）	13:00	18:08
	6	木	休会（常任委員会）		
	7	金	本会議（委員長報告，質疑，討論，採決）	13:00	13:57
	8	土	休会		
	9	日	休会		
	10	月	休会〔予算特別委員会（正副委員長の互選，総括）〕	10:04	16:50
	11	火	休会〔予算特別委員会（総括，議会，総務部）〕	10:02	17:41
	12	水	休会〔予算特別委員会（総合政策室，地域振興部，出納局，人事委員会，監査委員）〕	10:03	19:15
	13	木	休会〔予算特別委員会（商工労働観光部，労働委員会，環境生活部）〕	10:02	18:11
	14	金	休会〔予算特別委員会（保健福祉部，医療局）〕	10:03	17:42
	15	土	休会		
	16	日	休会		
	17	月	休会〔予算特別委員会（教育委員会，警察本部）〕	10:03	18:24
	18	火	休会〔予算特別委員会（農林水産部）〕	10:03	18:27
	19	水	休会〔予算特別委員会（県土整備部，企業局，取りまとめ）〕	10:03	20:16
	20	木	休会		
	21	金	休会（常任委員会）		
	22	土	休会		
	23	日	休会		
	24	月	休会（常任委員会）		
	25	火	本会議（委員長報告，質疑，討論，採決）	13:00	16:26

別紙 4

別表 2 平成 20 年 2 月定例会出席日数

番号	議員名	本会議	予算特別委員会	常任委員会	合計	備考
1	及川敦	8 日	8 日	2 日	18 日	
2	高橋比奈子	8 日	8 日	2 日	18 日	
3	小野寺好	8 日	8 日	2 日	18 日	
4	佐々木博	8 日	8 日	2 日	18 日	
5	三浦陽子	8 日	8 日	2 日	18 日	
6	吉田洋治	8 日	8 日	2 日	18 日	
7	樋下正信	8 日	8 日	2 日	18 日	
8	斎藤信	8 日	8 日	2 日	18 日	
9	小西和子	8 日	8 日	2 日	18 日	
10	高橋雪文	8 日	8 日	2 日	18 日	
11	伊藤勢至	8 日	8 日	2 日	18 日	
12	平沼健	8 日	8 日	2 日	18 日	
13	田村誠	8 日	8 日	2 日	18 日	
14	高橋博之	8 日	8 日	2 日	18 日	
15	木村幸弘	8 日	8 日	2 日	18 日	
16	佐々木順一	8 日	8 日	2 日	18 日	
17	小田島峰雄	8 日	8 日	2 日	18 日	
18	久保孝喜	8 日	8 日	2 日	18 日	
19	関根敏伸	8 日	8 日	2 日	18 日	
20	高橋元	8 日	8 日	2 日	18 日	
21	菊池勲	8 日	8 日	2 日	18 日	
22	中平均	8 日	8 日	2 日	18 日	
23	嵯峨竜朗	8 日	8 日	2 日	18 日	
24	工藤勝子	8 日	8 日	2 日	18 日	

25	飯澤匡	8 日	8 日	2 日	18 日	
26	千葉康一郎	8 日	8 日	2 日	18 日	
27	佐々木一榮	8 日	8 日	2 日	18 日	
28	岩淵誠	8 日	8 日	2 日	18 日	
29	阿部富雄	8 日	8 日	2 日	18 日	
30	菅原一敏	8 日	8 日	2 日	18 日	
31	小野寺有一	8 日	8 日	2 日	18 日	
32	五日市王	8 日	8 日	2 日	18 日	
33	小野寺研一	8 日	8 日	2 日	18 日	
34	千葉伝	8 日	8 日	1 日	17 日	3 月 21 日欠席
35	工藤勝博	8 日	8 日	2 日	18 日	
36	渡辺幸貫	8 日	8 日	2 日	18 日	
37	郷右近浩	8 日	8 日	2 日	18 日	
38	及川幸子	8 日	8 日	2 日	18 日	
39	新居田弘文	8 日	8 日	2 日	18 日	
40	亀卦川富夫	8 日	8 日	2 日	18 日	
41	柳村岩見	8 日	8 日	2 日	18 日	
42	喜多正敏	8 日	8 日	2 日	18 日	
43	大宮惇幸	8 日	8 日	2 日	18 日	
44	高橋昌造	8 日	8 日	2 日	18 日	
45	熊谷泉	8 日	8 日	2 日	18 日	
46	佐々木大和	8 日	8 日	2 日	18 日	
47	工藤大輔	8 日	8 日	2 日	18 日	

別紙5 別表3 費用弁償の支給内訳

	議員名		旅行月日	旅行区間	宿泊数	支給内容	支給額	支給総額	返還請求額の追加
1	及川敦	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
2	高橋比奈子	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
3	小野寺好	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
4	佐々木博	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
5	三浦陽子	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
6	吉田洋治	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
7	樋下正信	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
8	斎藤信	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
9	小西和子	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
10	高橋雪文	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	盛岡 ～ 盛岡	0	8,700 × 12 日	104,400	200,100	0
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		0	8,700 × 11 日	95,700		
11	伊藤勢至	前半	2/20～22, 25～3/1, 3/2～7	宮古 ～ 盛岡	12	16,100 × 14.5 日	233,450	450,800	7,400
		後半	3/9～14, 3/17～21, 3/24～26		11	16,100 × 13.5 日	217,350		
12	平沼健	前半	2/21～22, 2/25～29, 3/3～7	磯鶏駅 ～ 盛岡	9	16,100 × 12 日	193,200	378,350	7,400

		後半	3/10~14, 3/17~19, 3/21, 24~26		8	16,100	×	11.5	日	185,150		
13	田村誠	前半	2/20~22, 25~29, 3/2~7	大船渡 ~ 盛岡	11	18,000	×	14	日	252,000	513,000	9,300
		後半	3/9~14, 3/16~22, 3/24~25		12	18,000	×	14.5	日	261,000		
14	高橋博之	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	花巻 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
15	木村幸弘	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	農業研 究センター ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
16	佐々木順一	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	石鳥谷 駅 ~ 盛岡	9	10,600	×	12	日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	10,600	×	11	日	116,600		
17	小田島峰雄	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	土沢駅 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
18	久保孝喜	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	村崎野 駅 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
19	関根敏伸	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	北上市 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
20	高橋元	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	煤孫小 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
21	菊池勲	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	藤根 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
22	中平均	前半	2/20~22, 25~3/1, 3/2~8	滝ダム ~ 盛岡	13	18,000	×	15	日	270,000	522,000	9,300
		後半	3/10~14, 16~22, 24~26		12	18,000	×	14	日	252,000		
23	嵯峨竜朗	前半	2/21~22, 25~29, 3/2~7	久慈 ~ 盛岡	10	18,000	×	13	日	234,000	495,000	9,300
		後半	3/9~14, 16~21, 24~26		12	18,000	×	14.5	日	261,000		
24	工藤勝子	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	青笹駅 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
25	飯澤匡	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~8	摺沢 ~ 盛岡	10	16,100	×	12.5	日	201,250	394,450	7,400
		後半	3/10~15, 17~19, 21, 24~26		9	16,100	×	12	日	193,200		

26	千葉康一郎	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	千厩駅 ~ 盛岡	9	18,000	×	12	日	216,000	414,000	9,300
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	18,000	×	11	日	198,000		
27	佐々木一榮	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	一関市 ~ 盛岡	9	16,100	×	12	日	193,200	370,300	7,400
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	16,100	×	11	日	177,100		
28	岩渕誠	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	清水原 駅 ~ 盛岡	9	18,000	×	12	日	216,000	423,000	9,300
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~26		8	18,000	×	11.5	日	207,000		
29	阿部富雄	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	赤萩小 ~ 盛岡	9	16,100	×	12	日	193,200	370,300	7,400
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	16,100	×	11	日	177,100		
30	菅原一敏	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	脇之沢 駅 ~ 盛岡	9	18,000	×	12	日	216,000	414,000	9,300
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	18,000	×	11	日	198,000		
31	小野寺有一	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	鶴住居 駅 ~ 盛岡	9	18,000	×	12	日	216,000	423,000	9,300
		後半	3/10~14, 17~19, 21~22, 24~25		8	18,000	×	11.5	日	207,000		
32	五日市王	前半	2/20~22, 25~29, 3/3~7	金田一 温泉 ~ 盛岡	10	16,100	×	13	日	209,300	426,650	7,400
		後半	3/9~15, 17~19, 21~22, 24~26		11	16,100	×	13.5	日	217,350		
33	小野寺研一	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	一戸町 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
34	千葉伝	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	一方井 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	272,800	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 24~25		7	12,400	×	10	日	124,000		
35	工藤勝博	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	八幡平 市 ~ 盛岡	9	12,400	×	12	日	148,800	285,200	3,700
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	12,400	×	11	日	136,400		
36	渡辺幸貫	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	稲瀬小 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
37	郷右近浩	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	奥州市 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
38	及川幸子	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	奥州市 ~ 盛岡	9	14,300	×	12	日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10~14, 17~19, 21, 24~25		7	14,300	×	11	日	157,300		
39	新居田弘文	前半	2/21~22, 25~29, 3/3~7	前沢区 ~ 盛岡	9	16,100	×	12	日	193,200	378,350	7,400

		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		8	16,100 × 11.5 日	185,150		
40	亀卦川富夫	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	奥州市 ～ 盛岡	9	14,300 × 12 日	171,600	328,900	5,600
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	14,300 × 11 日	157,300		
41	柳村岩見	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	厨川駅 ～ 盛岡	9	10,600 × 12 日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	10,600 × 11 日	116,600		
42	喜多正敏	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	滝沢村 ～ 盛岡	9	10,600 × 12 日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	10,600 × 11 日	116,600		
43	大宮惇幸	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	西根小 ～ 盛岡	9	10,600 × 12 日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	10,600 × 11 日	116,600		
44	高橋昌造	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	室岡 ～ 盛岡	9	10,600 × 12 日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	10,600 × 11 日	116,600		
45	熊谷泉	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	日詰駅 ～ 盛岡	9	10,600 × 12 日	127,200	243,800	1,900
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	10,600 × 11 日	116,600		
46	佐々木大和	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	岩泉町 ～ 盛岡	9	16,100 × 12 日	193,200	370,300	7,400
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	16,100 × 11 日	177,100		
47	工藤大輔	前半	2/21～22, 25～29, 3/3～7	洋野町 ～ 盛岡	9	18,000 × 12 日	216,000	414,000	9,300
		後半	3/10～14, 17～19, 21, 24～25		7	18,000 × 11 日	198,000		
合 計								14,836,500	215,700

これは正本である。

平成 22 年 2 月 26 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官

立 花

